焼岳資料5-2 焼岳火山防災避難計画 新旧対照表 IΒ 目次 目次 ページの変更に伴う修正 ケース1を全面規制、ケース2を部分解除に変更 P7 (4) 想定される火山活動 (4) 想定される火山活動 ア 噴火シナリオ ア 噴火シナリオ 過去の焼岳の火山活動の特徴から、今後も水蒸気噴火と水蒸気噴火からマグマ噴火に移行する噴火 過去の焼岳の火山活動の特徴から、今後も水蒸気噴火と水蒸気噴火からマグマ噴火に移行する噴火 活動を繰り返すと考えられる。過去の噴火頻度から、水蒸気噴火は地層として残る規模のものが 100~ 活動を繰り返すと考えられる。過去の噴火頻度から、水蒸気噴火は地層として残る規模のものが 100~ 数百年に一回、マグマ噴火は数千年に一回程度発生すると考えられる。マグマ噴火が発生した場合 | 数百年に一回、マグマ噴火は数千年に一回程度発生すると考えられる。マグマ噴火が発生した場合 は、「溶岩ドームの形成→溶岩ドーム崩落による火砕流の発生」という形態の噴火を行う可能性が高上は、「溶岩ドームの形成→溶岩ドーム崩落による火砕流の発生」という形態の噴火を行う可能性が高 いと考えられる。 いと考えられる。 避難計画の策定にあたっては、特に人命に重大な影響を及ぼす現象が重要となるため、主として 避難計画の策定にあたっては、特に人命に重大な影響を及ぼす現象が重要 となるため、主として 弾道を描いて飛散する大きな噴石と火砕流、融雪型火山泥流等に着目し、「水蒸気噴火のみで終了す」 弾道を描いて飛散する概ね 20cm~30cm 以上の噴石(以下「大きな噴石」という。)と火砕流、融雪型 火山泥流等に着目し、「水蒸気噴火のみで終了する活動(ケース1)」と「マグマ噴火へ至る活動(ケ る活動(ケース1)」と「マグマ噴火へ至る活動(ケース2)」のそれぞれを噴火ケースとして、過去 の噴火状況及び「焼岳火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」での調査結果等を踏まえ噴火シナリオ ース2)」のそれぞれを噴火ケースとして、過去の噴火状況及び「焼岳火山噴火緊急減災対策砂防計 を設定した。 画検討会」での調査結果等を踏まえ噴火シナリオを設定した。 P9 P9 影響節用 【火口から 2km】 【居住地域】 【居住地域】 影響範囲 【火口から 2km】 溶岩ドーム崩壊による火砕流等 上空の風の影響を受けずに飛 上空の風の影響を受けずに飛 溶岩ドーム崩壊による火砕流等 散する大きな噴石 (50cm 程度以 散する大きな噴石の到達距離 発生 上)の到達距離。 ■焼岳小屋 ■岐阜県 奥飛騨温泉郷 ■焼岳小屋 ■岐阜県 奥飛騨温泉郷 ■長野県 梓川流域 ■長野県 梓川流域 ■登山道 ■登山道 ※中尾-新中尾峠、上千石-西穂 ※中尾-新中尾峠、上千石-西穂 山荘、新中ノ湯-焼岳、 山荘、新中ノ湯-焼岳、 上高地-新中尾峠、上高地-西 上高地-新中尾峠、上高地-西 穂山荘、新中尾峠-焼岳、 穂山荘、新中尾峠-焼岳、

新中尾峠-西穂山荘 ■ 県道 24 号 (上高地公園線) ※

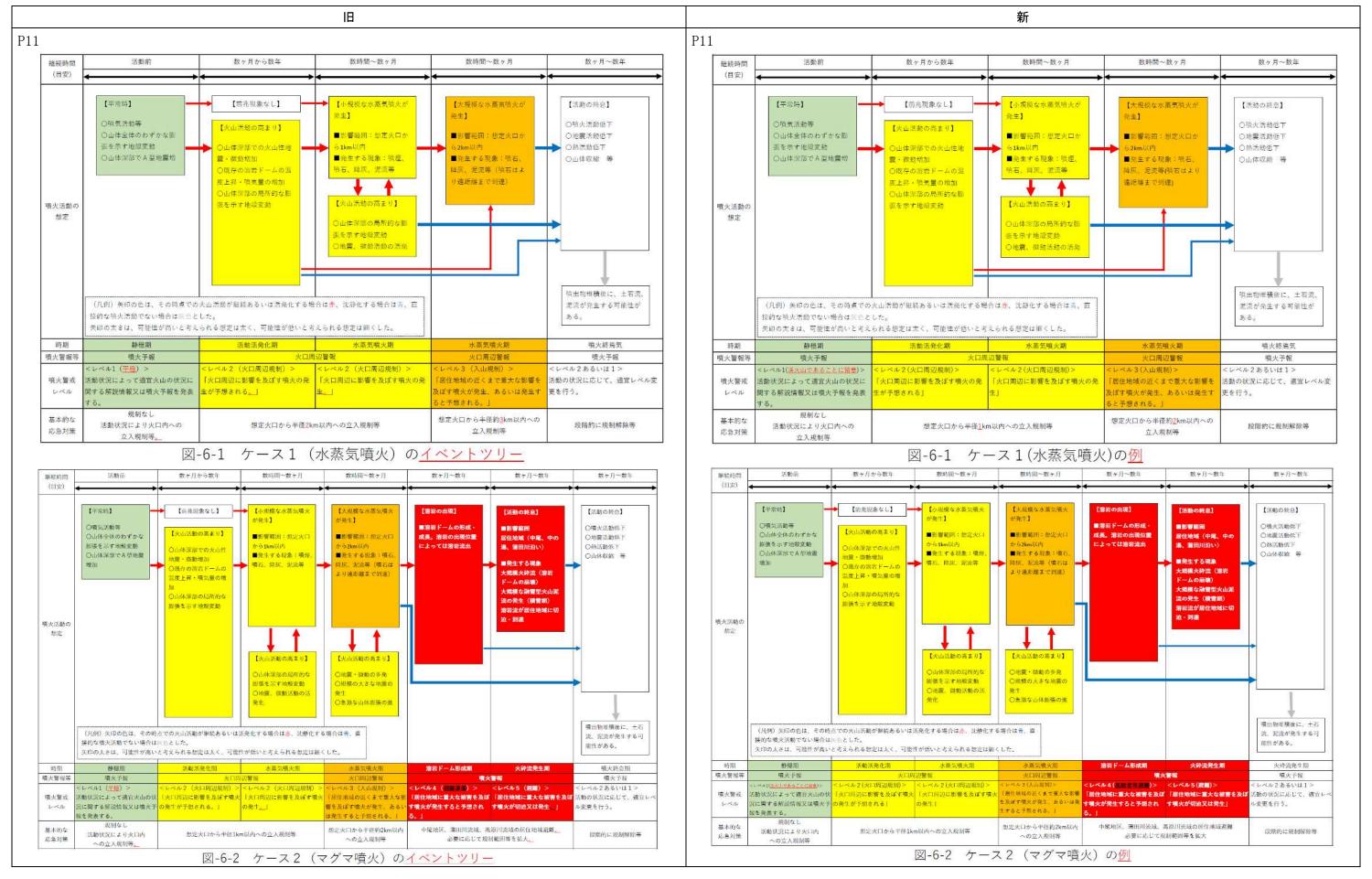
大正池付近まで飛散

■安房峠道路

新中尾峠-西穂山荘

■県道 24 号上高地公園線※大正 池付近まで飛散

■安房峠道路



焼岳火山防災避難計画 新旧対照表 IΗ 新 P12 P12 焼岳火山防災基本図 噴火警戒レベル2・3の場合 焼岳火山防災基本図 噴火警戒レベル2・3の場合 巻末資料にて説明 巻末資料にて説明 P13 (6) 噴火警戒レベル (6) 噴火警戒レベル 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべ」「噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべ き防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。 き防災対応」を5段階に区分して発表する指標であり、あくまで、噴火による影響範囲を示してお 焼岳では、平成23年3月31日に噴火警戒レベルが導入されており、気象庁は、火山防災協議会 り、噴火の規模を示す指標でない。 焼岳では、平成23年3月31日に噴火警戒レベルが導入されており、気象庁は、火山防災協議会

で合意された避難計画等に基づき、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警 報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や避難指示等の防災対応をとることとなる。

P15

●小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね 1km まで大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1962 年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散。約 50cm の噴石が旧焼岳小屋付近 に落下(火口から約 100m)。50cm よりも、小さいものは約 1km まで到達。また、火 口から直接小規模な火口噴出型泥流が発生し、峠沢を流下。噴火以降は降雨のたびに土 石流が多数発生。 ●大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね 2km まで大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1915年:水蒸気噴火が発生し、火砕サージにより火口から 1km 程度の範囲で倒木。また火口か ら流れ出した火口噴出型泥流が梓川をせき止めて大正池を形成。 ●溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生 が予想される。 ●火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想され る。 【過去事例】 約 4000 年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約 2300 年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火) ●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴 火が切迫している。 【過去事例】 約 4000 年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約 2300 年前の噴火 (円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)

P15

●小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね 1km まで大きな噴石が飛散 【過去事例】 1962 年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散。約 50cm の噴石が旧焼岳小屋付近 に落下(火口から約 100m)。50cm よりも、小さいものは約 1km まで到達。また、火 口から直接小規模な火口噴出型泥流が発生し、峠沢を流下。噴火以降は降雨のたびに土 石流が多数発生 ●大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね 2km まで大きな噴石が飛散 【過去事例】 1915 年:水蒸気噴火が発生し、火砕サージにより火口から 1km 程度の範囲で倒木。また火口か ら流れ出した火口噴出型泥流が梓川をせき止めて大正池を形成 ●溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成 ●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生 が予想される。 ●火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想され る。 【過去事例】 約 4000 年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火) ●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴 火が切迫している。 【過去事例】 約 4000 年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)

で合意された避難計画等に基づき、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警 報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や避難指示等の防災対応をとることとなる。

P18

4 焼岳火山防災協議会

(1) 火山防災協議会の開催

岐阜県、長野県(以下、両県)は、火山活動が活発化した場合、地方気象台、高山市・松本市(以 下、両市)、防災関係機関等からなる焼岳火山防災協議会を開催し、専門家からの説明と助言を求め | 松本市(以下、「両市」という。)、防災関係機関等からなる焼岳火山防災協議会を開催し、専門家か るとともに火山活動に対応した対策を協議する。

IΒ

ただし、これらの会議を開催するいとまがない場合、個別に説明と助言を求めるものとする。

P19

## 【活動経過】

平成 21 年 9 月 **岐阜県、長野県**知事面談 → 噴火警戒レベル導入について合意

## P19~21

イ 焼岳火山防災協議会及び幹事会の構成(編成機関)

焼岳火山防災協議会	職名(氏名)	幹事会	備考
岐阜県	知事	0	
長野県	知事	0	
高山市	市長	$\circ$	会長
松本市	市長	0	副会長
気象庁東京管区気象台	気象防災部長	$\circ$	
気象庁岐阜地方気象台	台長	$\circ$	
気象庁長野地方気象台	台長	$\circ$	
国土交通省北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	所長	0	
国土交通省北陸地方整備局 松本砂防事務所	所長	0	
焼岳火山防災協議会 構成機関名	職名(氏名)	幹事会	備考
防衛省陸上自衛隊第35普通科連隊	連隊長		
防衛省陸上自衛隊第13普通科連隊	連隊長		
岐阜県警察本部	本部長	0	
長野県警察本部	本部長	$\bigcirc$	
高山市消防本部	消防長		
松本広域消防局	局長		
国立大学法人京都大学防災研究所附属	所長		
地震災害研究センター上宝観測所	大見 士朗		
国立大学法人信州大学理学部理学科	教授		
地球学コース	斎藤 武士		
国立研究開発法人産業技術総合研究所活断層・火山研究部門火山活動研究グループ	主任研究員 及川 輝樹		
国立大学法人京都大学大学院	準教授		
農学研究科	宮田秀介		
国立大学法人山梨大学大学院 総合研究部 工学域土木環境工学系	<u>準</u> 教授 秦 康範		

#### P18

4 焼岳火山防災協議会

(1) 火山防災協議会の開催

岐阜県、長野県(以下、「両県」という。)は、火山活動が活発化した場合、地方気象台、高山市、 らの説明と助言を求めるとともに火山活動に対応した対策を協議する。

新

ただし、これらの会議を開催するいとまがない場合、個別に説明と助言を求めるものとする。

P19

## 【活動経過】

平成21年9月 両県知事面談 → 噴火警戒レベル導入について合意

### P19~21

イ 焼岳火山防災協議会及び幹事会の構成(編成機関)

焼岳火山防災協議会 構成機関名	職名(氏名)	幹事会	備考
岐阜県	知事	0	
長野県	知事	0	
高山市	市長	0	会長
松本市	市長	0	副会長
気象庁東京管区気象台	気象防災部長	0	
気象庁岐阜地方気象台	台長	0	
気象庁長野地方気象台	台長	0	
<u>国土交通省北陸地方整備局</u>	課長		
河川部河川計画課			
国土交通省北陸地方整備局	所長	$\circ$	
神通川水系砂防事務所			
<u>焼岳火山防災協議会</u>	職名(氏名)	幹事会	備考
構成機関名		<u> </u>	<u>//# ^ <del>7</del> </u>
国土交通省北陸地方整備局	所長	$\circ$	
松本砂防事務所			
防衛省陸上自衛隊第35普通科連隊	連隊長		
防衛省陸上自衛隊第13普通科連隊	連隊長		
岐阜県警察本部	本部長	0	
長野県警察本部	本部長	0	
高山市消防本部	消防長		
松本広域消防局	局長		
国立大学法人京都大学防災研究所附属	所長		
地震災害研究センター上宝観測所	大見 士朗		
国立大学法人信州大学理学部理学科	教授		
地球学コース	斎藤 武士		
国立研究開発法人産業技術総合研究所	主任研究員		
活断層・火山研究部門火山活動研究グループ	及川 輝樹		
国立大学法人京都大学大学院	<u>准</u> 教授		
農学研究科	宮田 秀介		
学校法人日本大学 危機管理学部 危機管	教授		
理学科	秦 康範		

IΒ				
飛騨市	市長			
環境省松本自然環境事務所	所長			
林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署	署長			
林野庁中部森林管理局中信森林管理署	署長			
気象庁新潟地方気象台	地震津波火山防災			
	情報調整官			
国土交通省国土地理院中部地方測量部	部長			
国土交通省国土地理院関東地方測量部	部長			
岐阜県飛騨県事務所	所長	$\circ$		
長野県松本地域振興局	局長	0		
岐阜県古川土木事務所	所長	0		
長野県松本建設事務所	所長	0		
岐阜県高山警察署	署長	0		
長野県松本警察署	署長	0		
高山市消防団	団長			
松本市消防団	団長			
中日本高速道路 (株)	所長			
安房峠道路営業所				
(一社) 奥飛騨温泉郷観光協会	会長			
上高地観光旅館組合	組合長			
奥飛騨温泉郷連合町内会	会長			
松本市上高地町会	会長			
北アルプス山小屋友交会	会長			
濃飛乗合自動車 (株) 運輸事業部	部長			
アルピコ交通(株)新島々営業所	所長			
岐阜県タクシー協会飛騨支部	支部長			
上高地タクシー運営協議会	会長			
奥飛観光開発(株)新穂高ロープウェイ	総支配人			

## P21

#### 工 協議内容

- (ア)火山活動及び火山防災対策の情報交換に関すること。
- (イ) 火山噴火時の警戒避難体制の整備に関すること。
- (ウ) 火山防災意識の啓発活動に関すること。
- (エ) <u>岐阜県及び長野県</u>の都道府県防災会議が活動火山対策特別措置法第5条(都道府県地域防災計画に定めるべき事項等)第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
- (オ) <u>高山市及び松本市</u>の市町村防災会議が同法第6条(市町村地域防災計画に定めるべき事項等) 第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
- (カ) その他、目的達成のため必要と思われること。
- (2) 体制情報の共有

各構成機関の長は、設置又は確立した災害対策本部、災害警戒本部等の体制の内容について、速や

飛騨市	市長		
環境省中部山岳国立公園管理事務所	所長		
林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署	署長		
林野庁中部森林管理局中信森林管理署	署長		
気象庁新潟地方気象台	地震津波火山防災		
	情報調整官		
国土交通省北陸地方整備局防災室	室長		
国土交通省国土地理院中部地方測量部	部長		
国土交通省国土地理院関東地方測量部	部長		
岐阜県飛騨県事務所	所長	0	
長野県松本地域振興局	局長	0	
岐阜県古川土木事務所	所長	0	
長野県松本建設事務所	所長	0	
岐阜県高山警察署	署長	$\circ$	
長野県松本警察署	署長	$\circ$	
高山市消防団	団長		
松本市消防団	団長		
中日本高速道路 (株)	所長		
安房峠道路営業所			
(一社) 奥飛騨温泉郷観光協会	会長		
上高地観光旅館組合	組合長		
奥飛騨温泉郷連合町内会	会長		
松本市上高地町会	会長		
北アルプス山小屋友交会	会長		
濃飛乗合自動車 (株) 運輸事業部	部長		
<u>焼岳火山防災協議会</u> 構成機関名	職名(氏名)	幹事会	<u>備考</u>
アルピコ交通(株)新島々営業所	所長		
岐阜県タクシー協会飛騨支部	支部長		
上高地タクシー運営協議会	会長		
奥飛観光開発(株)新穂高ロープウェイ	総支配人		

新

#### P21

#### 工 協議内容

- (ア)火山活動及び火山防災対策の情報交換に関すること。
- (イ) 火山噴火時の警戒避難体制の整備に関すること。
- (ウ) 火山防災意識の啓発活動に関すること。
- (エ) <u>両県</u>の都道府県防災会議が活動火山対策特別措置法第5条(都道府県地域防災計画に定めるべき事項等)第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
- (オ) <u>両市</u>の市町村防災会議が同法第6条(市町村地域防災計画に定めるべき事項等)第3項の規定 により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
- (カ) その他、目的達成のため必要と思われること。

## (2) 体制情報の共有

各構成機関の長は、設置又は確立した災害対策本部、災害警戒本部等の体制の内容について、速や

IΗ

報を共有できるよう連携・連絡体制の徹底を図る。

## (3) 各構成機関の配備体制

「5.1.1 噴火警戒レベル1」~「5.5 噴火警戒レベル5」に記載される配備体制を参照。

P22

5 防災・避難対応(各レベル)

平成23年3月31日より導入している噴火警戒レベル毎の防災対応は本章に記載されている。た は防災業務計画・マニュアル等で定めている対応を行う。

焼岳では、噴火警戒レベル3を、大きな噴石が火口から1km を越えて飛散する可能性(県道 24 号 上高地公園線に噴石の飛散が予想される場合)の場合をケース①、大きな噴石が火口から2km付近ま で飛散する可能性(県道 24 号上高地公園線に大きな噴石が飛散)の場合をケース②に区分してい る。

かに事務局に連絡する。事務局は、同連絡に基づき、各構成機関の体制を集約し、それぞれが体制情しかに事務局に連絡する。事務局は、同連絡に基づき、各構成機関の体制を集約し、それぞれが体制情 報を共有できるよう連携・連絡体制の徹底を図る。

## (3) 各構成機関の配備体制

「5.1.1 噴火警戒レベル1」~「5.5 噴火警戒レベル5」に記載される配備体制を参照

P22~P23

5 防災・避難対応(各レベル)

平成23年3月31日より導入している噴火警戒レベル毎の防災対応は本章に記載されている。た だし、当該避難計画以外の防災対策については、各関係機関で各自が作成している地域防災計画また|だし、当該避難計画以外の防災対策については、各関係機関で各自が作成している地域防災計画また は防災業務計画・マニュアル等で定めている対応を行う。

> 火山活動は、必ずしも噴火警戒レベルに沿って段階的に推移するものではない。他火山では、噴火 警戒レベルが1から3や3から5となった実例もあり、焼岳の避難計画の運用においても、そのよう な火山活動の推移を念頭に置いて対応を考えておく必要がある。

> 焼岳では、噴火警戒レベル3への引き上げ時には、想定火口から概ね2kmまで影響を及ぼす噴火の 警戒が必要である。特に引き上げ直後は、火山活動の活発化が認められている状態であり、噴火が発 生していない状況であっても火山活動の推移が不明確であることから、まず全面的な規制(県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等の通行規制を伴う規制。以下「全面規制」という。)を 実施するため、警戒区域を設定するものとする。

> 高山市長及び松本市長(以下「両市長」という。)は、災害対策基本法(以下「災対法」という。) 第63条第1項に基づき、予め定めてある噴火警戒レベル3の規制範囲に対して、警戒区域を設定す る。これを受けて、各道路管理者は所管する道路について規制を実施する。

ただし、救助・救急活動を実施する者においては、この限りではない。

なお、噴火の発生場所(火口の位置)や噴火規模(噴石の飛散範囲)、火山性地震、火山性微動、 地殻変動等の観測状況等、火山活動の状況から県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等 において車両の通行が可能と見込まれる場合には、特別に警戒区域内の県道 24 号上高地公園線、国 道 158 号、安房峠道路等の車両通行について、気象庁や火山専門家等の火山活動における見解を協議 会(幹事会構成機関等)に示し、その見解を踏まえた上で、協議会(幹事会構成機関等)は両市長に 助言を行うものとする。この際の火山専門家等の見解は、あくまで、協議会が両市長へ助言を行うた めの参考意見とする。

協議会からの助言を踏まえ、両市長は、警戒区域内の県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房 峠道路等の退避車両の通行可否について総合的に判断し、可能と判断した場合には、車両等の通行を 認めるものする。

両市長の判断を受け、各道路管理者は、警戒区域内の車両等の通行が可能となった場合に、所管す る道路の車両の通行について判断を行うものとする。

ただし、噴火による噴石を考慮し、オープンカー、自動二輪車、自転車、徒歩による通行について はその時点で判断するものとする。

また、噴火警戒レベルが引き下げられた場合は、両市長は、警戒区域の設定範囲の縮小について総 合的に判断する。

IΗ

#### 5.1.1 噴火警戒レベル1

噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

予報警報	レベル	影響範囲内の保全対象施設及び道路	防災行動
噴火予報	1 活火山であることに留意	噴火想定火口 (北西-南東 2. 4km、 北東-南西 1. 4km の小判型) 【焼岳への登山道】 8箇所 (岐阜: 2、長野: 4、両県: 2) 岐阜: 中尾-新中尾峠、 千石平-西穂山荘 長野: 新中ノ湯-焼岳、 上高地-新中尾峠、 上高地-西穂山荘 両県: 新中尾峠-焼岳、 新中尾峠-西穂山荘	火口内への立入規制等 【登山道】 ・状況により判断 【観光客・登山 <mark>客</mark> 】 ・バスターミナル等で噴火予報案内 (事前周知) ・「登山届」提出の啓発、周知 【現在の火山規制状況】 ・火口湖や噴気孔に入らないよう規制線設置(硫化水素注意) 【参考】 ・遭難対策協議会により、安全登山の観点から、崩落した場所や浮石等による落石の恐れがあり、転落、滑落の危険がある火口800m以内を「危険地域」と位置付け、注意を喚起する看板を設置(平成2年11月から)

#### P23

2) 登山者の把握(登山届の提出周知)

ア 登山計画書(登山届)による把握

現在、両県において、様々な方法で登山計画書(登山届)を受け付けている。焼岳に関す る登山計画書(登山届)の提出は以下のとおりである。

- オンラインによる届出(コンパス等)
- ・各登山口での登山計画書(登山届)投函用のポストで受付
- ・長野県では長野県観光部及び松本地域振興局においても、登山計画書を郵送等で受付
- ・岐阜県では防災課及び警察本部地域課等においても、登山届をメール、FAX、持参又 は郵送にて受付
- ・登山計画書(登山届)の提出を各種の広報媒体により登山客に周知徹底するとともに、 他県側に下山することも考えられるため、両県の市町村及び関係機関での緊急時におけ る共有体制について検討する。
- ・登山計画書(登山届)の提出をより簡易かつ管理しやすくするために、スマートフォン や携帯電話、インターネットを使用した届出等の促進を行う。

#### P26

(イ) 地元住民・登山者等から通報があった場合

#### [異常現象を発見した者]

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を両市又は警察官に通し災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を両市又は警察官に通 報しなければならない。(災害対策基本法第54条)

イ 住民・登山客・観光客への火山活動の情報の伝達

(ア) 火山活動の情報の伝達

5.1.1 噴火警戒レベル1

噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

予報警報	レベル	影響範囲内の保全対象施設及び道路	防 災 行 動
噴火予報	1 活火山であることに留意	噴火想定火口 (北西 - 南東 24km、 北東 - 南西 1.4km の小判型) 【焼岳への登山道】 <u>7</u> 箇所 (岐阜:2、長野: <u>3</u> 、両県:2) 岐阜:中尾-新中尾峠、 千石平-西穂山荘 長野:新中ノ湯-焼岳、 上高地-新中尾峠、 上高地-西穂山荘 両県:新中尾峠-焼岳、	火口内への立入規制等 【登山道】 ・状況により判断 【観光客・登山者】 ・バスターミナル等で噴火予報案内 (事前周知) ・「登山届」提出の啓発、周知 【現在の火山規制状況】 ・火口湖や噴気孔に入らないよう規制線設置(硫化水素注意) 【参考】 ・遭難対策協議会により、安全登山の観点から、崩落した
		新中尾峠-西穂山荘	場所や浮石等による落石の恐れがあり、転落、滑落の危 険がある火口800m以内を「危険地域」と位置付け、 注意を喚起する看板を設置(平成2年11月から)

新

#### P24

(2)登山者の把握(登山届の提出周知)

ア 登山計画書(登山届)による把握

現在、両県において、様々な方法で登山計画書(登山届)を受け付けている。焼岳に関す る登山計画書(登山届)の提出は以下のとおりである。

- オンラインによる届出(コンパス等)
- ・各登山口での登山計画書(登山届)投兩用のポストで受付
- ・長野県では長野県観光部及び松本地域振興局においても、登山計画書を郵送等で受付
- ・岐阜県では防災課及び警察本部地域課等においても、登山届をメール、FAX、持参又 は郵送にて受付
- ・登山計画書(登山届)の提出を各種の広報媒体により登山者に周知徹底するとともに、 他県側に下山することも考えられるため、両県の市町村及び関係機関での緊急時におけ る共有体制について検討する。
- ・登山計画書(登山届)の提出をより簡易かつ管理しやすくするために、スマートフォン や携帯電話、インターネットを使用した届出等の促進を行う。

#### P27

(イ) 地元住民・登山者等から通報があった場合

## 「異常現象を発見した者」

報しなければならない。(災対法第54条)

イ 住民・登山者・観光客への火山活動の情報の伝達

(ア)火山活動の情報の伝達

両市は、必要に応じ、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動の状況の伝達を行る。

IΒ

## P29

### [幹事会構成機関、関係機関]

合同会議は、テレビ会議システム等、両県間を接続する情報通信手段を通じて、<u>岐阜県、長野県</u>別会場で実施する。

合同会議において、立入禁止区域の設定の措置が必要と認められた場合は、両県幹事長は、両市長に対して、直ちにその旨を報告し、必要な措置をとるよう要請する。

#### P31

#### 5. 2 噴火警戒レベル2

#### 噴火警戒レベル2

「想定される事象]

- ・大きな噴石が火口から 1km 以内に飛散する可能性
- ・顕著な火山性微動、山体の膨張等、顕著な噴火の前兆現象が観測されている
- ・小規模噴火(水蒸気噴火)が発生している

両市は、必要に応じ、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動の状況の伝達を行う。

新

#### P30

## [幹事会構成機関、関係機関]

合同会議は、テレビ会議システム等、両県間を接続する情報通信手段を通じて、<mark>両県</mark>別会場で実施する。

合同会議において、立入禁止区域の設定の措置が必要と認められた場合は、両県幹事長は、両市長に対して、直ちにその旨を報告し、必要な措置をとるよう要請する。

#### P32

#### 5. 2 噴火警戒レベル2

#### 噴火警戒レベル2

[想定される事象]

- ・大きな噴石が<mark>想定</mark>火口から 1km 以内に飛散する可能性
- ・顕著な火山性微動、山体の膨張等、顕著な噴火の前兆現象が観測されている
- ・小規模噴火(水蒸気噴火)が発生している

予報警報	レベル	影響範囲内の保全対象施設及び道路	防 災 行 動
火口	2	<ul><li>【施 設】</li><li>・焼岳小屋</li><li>【登山道】</li></ul>	【施 設】 → 閉 鎖 ・焼岳小屋(松本市管理) 【登山道】→登山禁止(5/7ルート)
周辺警報	火口周辺!	岐阜:中尾-新中尾峠 長野:新中ノ湯-焼岳、 上高地-新中尾峠 両県:新中尾峠-焼岳、	岐阜: 中尾-新中尾峠 長野: 新中ノ湯-焼岳、上高地-新中尾峠 両県: 新中尾峠-焼岳、新中尾峠-西穂山荘
TIX	辺規制	所は、利子尾崎 焼出、 新中尾崎-西穂山荘 ・ 【噴石以外の注意現象】レベル2	【道 路】 → 注意喚起 ・安房峠道路 [中日本高速] ・国道 158 号 [ <mark>両県</mark> ] ・国道 471 号 [岐阜県] ・県道 475 号槍ヶ岳公園線 [岐阜県]
		〜 ・ 降灰、降灰後の雨による泥流、   ・ 火山性地震による落石等(状況に : ・ 応じ道路通行規制を行う可能性あ   ・ り)	・県道 24 号上高地公園線 [長野県] 【観光客・登山 <mark>者</mark> 】→注意喚起 ・両県バスターミナル等で注意喚起 (火山性地震) ・西穂山荘のほか山小屋へ注意喚起

8

P32

## (1) 各機関の体制

1 . 3 2	体制						
レベル	岐阜県	長野県	高山市	松本市	国・関係機関等		
レベル 2 火 口 周 辺 規 制	岐阜県 【警戒準備体制】 ○本庁(危機管理 部職員等) ○飛騨県事務 (防災担当) ・各関係機関の対 ・各関係機関の対 応把握	【 <mark>準備体制</mark> 】 ○本庁(危機管理防災課職員等) ○松本地域振興局(総務管理課担当等) ・各関係機関への情報提供・各関係機関の対	高山市 【準備体(危び (上宝) ・情保(で 及 ) 上宝) ・情保(で で ) で の収集 の収集 の収集 ののののののののののののののののののののののののの	【警戒体制】 ○本庁(危機管理部)及び各部  ・情報収集、提供(関係機関) ・レベル3発表時の対策準備・情報収集、提供(観光客、施設等) ・影響範囲入山規	国・関係機関等 【準備体制】 ○現地本部設置準 備 ※学識経験者現地 入状況分析		

IΒ

P34

[古川土木事務所]

国道 471 号、県道 475 号 (槍ヶ岳公園線)

[松本建設事務所]

県道 24 号<u>(</u>上高地公園線<u>)</u>

[中日本高速道路(株)安房峠道路料金所]

安尾峠道路

※上記の各道路について、状況に応じて通行規制を行う可能性あり。

P35

(5) 観測情報等の収集・提供、航空観測の実施

ア 観測情報等の収集・提供

[気象庁・地方気象台・国土地理院]

観測結果及びその評価、今後の見通し等に関する情報や航空観測の必要性に関して、<u>火山</u> <u>噴火予知連絡会等、</u>火山専門家からの意見等の収集に努め、随時、県防災担当課及び事務 局(県・市) へ情報提供する。

P37

(9) 避難促進施設の避難支援

5.1.2 噴火警戒レベル1 (火山活動が活発化し始めた場合)(5)を参照。

P33

(1) 各機関の体制

, , , ,	体制						
レベル	岐阜県長野県		高山市	松本市	国・関係機関等		
レベル2 火口周辺規制	岐阜県 【警戒準備体制】 〇本庁(危機管理 部職員等) 〇飛騨県事務 (防災担当) ・各関係機関への 情報提供 ・各関係機関の対応把握	【警戒連絡会議】 ○本庁(危機管理 防災課職員等) ○松本地域振興局 (総務管理課担 当等) ・各関係機関への 情報提供 ・各関係機関の対	【準備体制】 〇本課))を (上室) ・情報(機支 ・情報(機支 ・情報(機支 ・特別の ・情報(と ・対策報光 ・別で、 ・ のが情観、 ・ ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	【警戒体制】 〇本庁(危機管理部)及び各部 ・情報(関)・ ・情報機関)・ ・対策準収集、 の対策準収集、 に観光を ・影響範囲入と ・影響範囲入と ・影響をのしまり	国・関係機関等 【準備体制】 ○現地本部設置準備 ※学識経験者現地 入状況分析		
			( <u>想定</u> 火口より   1k 圏内) 	( <u>想定</u> 火口より   1km 圏内) 			

新

P35

[古川土木事務所]

国道 471 号、県道 475 号槍ヶ岳公園線

[松本建設事務所]

県道 24 号上高地公園線

[中日本高速道路(株)安房峠道路料金所]

安房峠道路

※上記の各道路について、状況に応じて通行規制を行う可能性あり。

P30

(5) 観測情報等の収集・提供、航空観測の実施

ア 観測情報等の収集・提供

[気象庁・地方気象台・国土地理院]

観測結果及びその評価、今後の見通し等に関する情報や航空観測の必要性に関して、火山専門家からの意見等の収集に努め、随時、県防災担当課及び事務局(県・市)へ情報提供する。

P38

(9) 避難促進施設の避難支援

5.1.2 噴火警戒レベル1 (火山活動が活発化し始めた場合)(5)を参照

IΒ	新
日   P40   5.3.1   噴火警戒レベル3 (ケース1)   噴火警戒レベル3 (ケース1)   (東大警戒レベル3 (ケース1)   (想定される事象]   ・大きな噴石が火口から1kmを超え飛散している、または飛散する可能性・水蒸気噴火の発生(県道24号上高地公園線に噴石の飛散が予想される)	P46~48 5.3.2 噴火警戒レベル3 (部分解除) (運用判断基準) 噴火警戒レベルは3であるが、以下に該当する場合 ○噴火していない状況であって、火山性地震、火山性微動、地殻変動等の観測状況から、協議会に対し火山専門家や気象庁から部分的な規制解除が可能との助言があった場合 ○噴火が発生し、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等に噴石の降下や火山灰の堆積等はあるものの、車両の通行には支障がない状況で、噴火の発生場所(火口位置)等の状況から、協議会に対し火山専門家や気象庁から部分的な規制解除が可能との助言があった場合 ○噴火は発生しているが、火山活動に活発化の傾向は無く、観測データにも大きな変化が認められないと、協議会に対し火山専門家や気象庁から部分的な規制解除が可能との助言があった場合 以上の運用判断基準のいずれかに該当した場合、その他の状況を総合的に勘案し、両市長は、災対法第 63 条第 1 項に基づく警戒区域設定区間のうち、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等において退避のための車両に限り、警戒区域内の通行を認める判断を道路毎に行う。(退避のための車両の通過は、災対法第 63 条第 1 項における・当該区域からの退去に位置付ける。) 両市長の判断を受け、各道路管理者は、警戒区域内の車両等の通行が可能となった場合に、所管する道路の規制緩和について判断を行うものとする。 ただし、噴火による噴石を考慮し、オープンカー、自動二輪車、自転車、徒歩による通行については、その時点で判断するものとする。 「農大警戒レベル3 (部分解除) 「想定火口の西側で噴火が発生し、大きな噴石は火口から 2km 近くまで飛散しているが、県道 24号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等までは到達しておらず、噴火の拡大傾向はみられていない・噴火が発生し、大きな噴石が火口から 1km 程度まで飛散。小さな噴石や火山灰は2km を超える程度まで降下しているが、男面の風向きから、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等の方向には降下しないと考えられる・噴火は発生しているが、男直 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等の方向には降下しないと考えられる
[想定される事象] ・大きな噴石が火口から 1km を超え飛散している、または飛散する可能性	[想定される事象] ・想定火口の西側で噴火が発生し、大きな噴石は火口から 2km 近くまで飛散しているが、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等までは到達しておらず、噴火の拡大傾向はみられていない ・噴火が発生し、大きな噴石が火口から 1 km 程度まで飛散。小さな噴石や火山灰は 2 km を超える程度まで降下しているが、当面の風向きから、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等の方向には降下しないと考えられる
	認められない

			ІВ					新
予報警報	レベル	影響範囲内の保全対象施設及び道路	防 災 行 動	予報警	靴	レベル	影響範囲内の保全対象施設及び道路	防災行動
火口周辺警報	3 ケ ー ス ①	【施 設】 ・中ノ湯温泉旅館 ・大正池ホテル ・中ノ湯売店 ・長野県中ノ湯観測施設 ・東京電力大正池管理所	【施 設】 → 閉 鎖 ・中ノ湯温泉旅館 ・大正池ホテル ・中ノ湯売店 ・長野県中ノ湯観測施設 ・東京電力大正池管理所  ※坂巻温泉:国道158号の通行規制に伴い閉鎖準備を開 始		人 工 司 四 警 報	3 入山規制	【施 設】 ・中ノ湯温泉旅館 ・大正池ホテル ・中ノ湯売店 ・長野県中ノ湯観測施設 ・東京電力大正池管理所 ・中尾地熱発電所	【施 設】 → 閉 鎖 ・中ノ湯温泉旅館 ・大正池ホテル ・中ノ湯売店 ・長野県中ノ湯観測施設 ・東京電力大正池管理所 ・中尾地熱発電所
	入山規制	【道 路】 ・安房峠道路 [中日本高速] ・国道 1 5 8 号 [ <mark>岐阜県・長野県</mark> ] ・県道 2 4 号 上高地公園線 [長野県] ・その他林道、作業道 「 <mark>岐阜県・長野県</mark> ]	【道 路】 → 通行規制(退避車両のみ通行可) ・安房峠道路(平湯ー中ノ湯) [中日本高速道路] ・国道 158 号(平湯ー沢渡) [岐阜県、長野県] ・県道 2 4 号上高地公園線(全区間)[長野県] ・その他林道、作業道 [岐阜県、長野県]			(部分解除)	【道 路】 ・安房峠道路 [中日本高速〕 ・国道 158 号 [ <mark>両県</mark> ] ・県道 24 号上高地公園線 [長野県] ・その他林道、作業道 [ <mark>両県</mark> ]	【道 路】 → 通行規制(退避車両のみ通行可)  ・安房峠道路(平湯ー中ノ湯) [中日本高速道路]  ・国道 158 号(平湯ー沢渡) [両県]  ・県道 24 号上高地公園線(全区間) [長野県]  ・その他林道、作業道 [両県]
		【上高地】観光客退避開始  いいい3-①は、県道24号上高地 : 公園線に噴石の飛散が予想される場合発表される。  この段階で観光客の避難が完了しないと、さらにいいが切り替えられた場合、観光客等は上高地に取り残される事となる。	【上高地】→ 立入規制、観光客退避 ・県道24号上高地公園線→立入禁止(退避車両のみ通行可) ・観光客→退避(入山危険、噴石懸念)				【上高地】 観光客退避開始 両市長が警戒区域内の退避車両の通 行を認める判断をし、各道路管理者が 所管する道路の規制緩和を行った場合 は、上高地の観光客の退避を開始す る。	【上高地】→ 観光客退避 ・県道 24 号上高地公園線→立入禁止(退避車両のみ通行可) ・観光客→退避(入山危険、噴石懸念) 【新穂高ロープウェイ】 ・運航が可能と判断された場合には運航を再開
		(レベル3-② 県道24号上高地公 園線に大きな噴石が飛散)	【登山道】 → 登山禁止(7/8ルート) 長野:上高地-西穂山荘 (上高地立入規制に伴い登山禁止)					【登山道】→登山禁止(7/ <u>7</u> ルート) <u>岐阜:上千石-西穂山荘については、通行が可能と判断され</u> <u>た場合には登山禁止を解除</u>
			【観光客・登山 <mark>客</mark> 】 → 注意喚起 ・両県バスターミナル等で火口周辺警報案内(注意喚起) ・西穂山荘のほか山小屋へ注意喚起(要援護者) ・各種道路表示板等にて上高地公園線立入規制を周知				【居住地域】高齢者等避難解除 協議会からの助言を踏まえ、居住地 域に影響が及ばないと判断した場合 には、高齢者等避難を解除する。	【観光客・登山者】 → 注意喚起 ・両県バスターミナル等で火口周辺警報案内(注意喚起) ・西穂山荘のほか山小屋へ注意喚起(要援護者) ・各種道路表示板等にて <u>県道24号</u> 上高地公園線立入規制を周知
		噴火警戒レベル3 - ①は県道 24 号上高地公園線に今後水蒸気噴火 による大きな噴石の飛散 (50cm 程度以上) が予想される場合発表 される。 火口から約2km以内の道路は全 て通行規制を実施。(退避車両のみ 通行可能)					噴火警戒レベル3 (部分解除) は噴火警戒レベルが3ではあるが、警戒区域の部分的な規制解除が可能と判断された場合に運用される。 想定火口から約2km 以内の道路は全て通行規制を実施するが、退避車両に限り通行可能	岐阜県

## P41

## (1) 各構成機関の体制

1	<u>体制</u>							
レベル	岐阜県 長野県		高山市	松本市	国・関係機関等			
レベル3	【警戒体制】	【警戒体制】	【警戒体制】	【非常体制】	【警戒体制】			
入山規制	○火山災害警戒本	○火山災害警戒本	○火山災害対策本	○焼岳噴火対策本	■岐阜県			
<u>У Ста Ууспра</u>	部設置:副知事	部設置:副知事	部設置:市長	部設置:副市長	上宝支所			
	○火山災害警戒本	又は危機管理部	<u>○支所(上宝): 支</u>	•情報収集、提	○岐阜県現地警戒			
	部飛騨支部設置:	<u>長</u>	所長→合同本部	供、広報	本部設置(合			
	<u>所長</u>	○ <u>火山災害警戒松</u>		・観光客、住民等	同)※原則協議			
		本地方部設置: 局長	・情報収集、提	<u>避難対策</u> ・被害状況調査	<u>会メンバー参集</u> <b>※</b> 県:防災対策監			
	・各関係機関への	<u> </u>	供、広報	* 恢音从优丽里	市:支所長			
	情報提供	情報提供	<u> </u>	○焼岳噴火対策現	<u> </u>			
	・各関係機関の対	・各関係機関の対	避難対策	地本部設置:災	交省等			
	応把握・道路規制	応把握	<ul><li>被害状況調査</li></ul>	害対策本部長が	244			
	情報の周知(土	・道路規制情報の	• 立入規制看板等	指名する職員	■長野県			
	<u>木)</u>	周知 (建設)	の設置	•情報収集、提供	安曇支所			
			・警戒区域の設定	·立入規制看板等	○長野県現地対策			
			<u>(火口より 2km 圏</u>	<u>の設置</u>	本部設置(合			
			<u>内)</u>	・警戒区域の設定	同)※原則協議			
				<u>(火口より 2km 圏</u>	会メンバー参集			
				<u>内)</u>	※県:本部長の指			
					<u>名する者</u>			
					市:災害対策本			
					<u>部長が指名</u> する職員			
					<u>りの極貝</u> 国:気象庁、国			
					交省等			

旧

## P42∼P43

- (2)情報の収集・伝達
- 5.2 噴火警戒レベル2 (2) を参照
- (3) 入山規制

[事務局(県・市)]

噴火警戒レベルの引き上げに関する情報の伝達とあわせて、本計画に基づく対応を開始するよう 関係機関へ依頼する。

[防災計画上の対応が必要な機関]

各機関は、次の対応を開始する。

## ○施設閉鎖・規制措置

## 【施設閉鎖】

[松本市]

焼岳小屋

[各施設管理者] (レベル3ケース1から)

中ノ湯温泉旅館、大正池ホテル、中ノ湯売店、

東京電力大正池管理所

※坂巻温泉:国道158号の通行規制(退避車両のみ通行可)に伴う施設閉鎖準備を開始する。

#### P48

- (1) 各構成機関の体制
- 5.3.1噴火警戒レベル3 (全面規制) (1) を参照

P48~50

- (2)情報の収集・伝達
- 5.2 噴火警戒レベル2 (2) を参照
- (3) 入山規制

「事務局(県・市)〕

噴火警戒レベルの引き上げに関する情報の伝達とあわせて、本計画に基づく対応を開始するよう 関係機関へ依頼する。

新

[防災計画上の対応が必要な機関]

各機関は、次の対応を開始する。

#### ○施設閉鎖・規制措置

## 【施設閉鎖】

[松本市]

焼岳小屋

[各施設管理者]

中ノ湯温泉旅館、大正池ホテル、中ノ湯売店、<u>長野県中ノ湯観測施設、</u> 東京電力大正池管理所、中<mark>尾地熱発電所</mark>

12

#### 【登山道閉鎖】

[高山市・松本市]

新中尾峠-焼岳、新中尾峠-西穂山荘

「高山市」

中尾-新中尾峠

[松本市]

新中ノ湯ー焼岳、上高地-新中尾峠

[松本市] (レベル3ケース1から)

上高地-西穂山荘

#### 【道路規制(退避車両のみ通行可)】

[古川土木事務所・松本建設事務所]

国道158号 (平湯-沢渡)

[松本建設事務所]

県道24号(上高地公園線)

[中日本高速道路(株)安房峠道路料金所]

安房峠道路 (平湯-中ノ湯)

#### ○退避行動の開始(レベル3ケース1の場合)

「松本市、関係機関〕

上高地立入規制、観光客の退避開始

#### ○規制周知・注意喚起

[高山市・松本市、関係機関]

各施設(新穂高登山指導センター、上高地インフォメーションセンター、沢渡ナショナルパークゲート等)における登山者への規制周知・注意喚起の実施(火山解説情報等の掲示、周辺登山者への呼びかけ等)

IΒ

主要観光拠点(平湯・上高地バスターミナル、道の駅等)への情報提供及び掲示物等による観光・宿泊客への規制周知・注意喚起の実施

「松本市」

西穂山荘のほか山小屋へ注意喚起

「飛騨県事務所・高山土木事務所・古川土木事務所・松本地域振興局・松本建設事務所]

国・県管理道路の情報表示板における規制周知・注意喚起

岐阜県→高山国道事務所・富山河川国道事務所・高山土木事務所・古川土木事務所 長野県→松本建設事務所

「公共交通機関]

対象路線の運転士に対する無線による情報共有の実施。緊急案内による利用客への規制周知・注意喚起の実施

#### 【登山道閉鎖】

[高山市・松本市]

新中尾峠-焼岳、新中尾峠-西穂山荘

高山市

中尾-新中尾峠、上千石-西穂山荘(通行が可能と判断された場合には閉鎖を解除)

「松本市]

新中ノ湯ー焼岳、上高地-新中尾峠、上高地-西穂山荘

#### 【道路規制(退避車両のみ通行可)】

「古川土木事務所・松本建設事務所〕

国道 158 号 (平湯-沢渡)

[松本建設事務所]

県道24号上高地公園線(全区間)

[中日本高速道路(株)安房峠道路料金所]

安房峠道路 (平湯-中ノ湯)

#### ○退避行動の開始(レベル3 (部分解除)の場合)

[松本市、関係機関]

観光客の退避開始

## ○高齢者等避難解除(レベル3(部分解除)の場合)

[高山市]

奥飛騨温泉郷新穂高、中尾、神坂、栃尾、平湯、福地、一重ヶ根、村上、柏当、今見、田頃家、蓼之俣、笹嶋

## [高山市、関係機関]

西穂山荘の登山者退避(新穂高ロープウェイ又は富山県方面)

※退避が困難な場合は、安全な場所で待機

### ○規制周知・注意喚起

[高山市・松本市、関係機関]

各施設(新穂高登山指導センター、上高地インフォメーションセンター、沢渡ナショナルパークゲート等)における登山者への規制周知・注意喚起の実施(火山解説情報等の掲示、周辺登山者への呼びかけ等)

主要観光拠点(平湯・上高地バスターミナル、道の駅等)への情報提供及び掲示物等による観光・宿泊客への規制周知・注意喚起の実施

[松本市]

西穂山荘のほか山小屋へ注意喚起

[飛騨県事務所・高山土木事務所・古川土木事務所・松本地域振興局・松本建設事務所]

国・県管理道路の情報表示板における規制周知・注意喚起

岐阜県→高山国道事務所・富山河川国道事務所・高山土木事務所・古川土木事務所 長野県→松本建設事務所

「公共交通機関〕

対象路線の運転士に対する無線による情報共有の実施。緊急案内による利用客への規制周知・注意喚起の実施

P44~P45

5.3.2 噴火警戒レベル3 (ケース2)

噴火警戒レベル3 (ケース2)

[想定される事象]

- ・大きな噴石が火口から 2km 付近まで飛散している、または飛散する可能性
- ・水蒸気噴火の発生(県道 24 号上高地公園線に大きな噴石が飛散、通行不可)

旧

予報警報	レベル	影響範囲内の保全対象施設及び道路	防災行動
火口周辺警報	<b>3</b> ケース② 入山規制	<ul> <li>・中ノ湯温泉旅館・大正池ホテル・中ノ湯売店・長野県中ノ湯観測施設・東京電力大正池管理所</li> <li>【道 路】・安房峠道路[中日本高速]・国道158号[岐阜県、長野県]・県道24号上高地公園線[長野県]・その他林道、作業道[岐阜県、長野県]</li> </ul>	【施 設】 → 閉 鎖 ・中ノ湯温泉旅館 ・大正池ホテル ・中ノ湯売店 ・長野県中ノ湯観測施設 ・東京電力大正池管理所 ※坂巻温泉: 国道 1 5 8 号の通行規制に伴う閉鎖を検討 【道 路】 → 通行規制(退避車両通行不可) ・安房峠道路(平湯ー中ノ湯) [中日本高速] ・国道 1 5 8 号(平湯―沢渡) [岐阜県、長野県] ・県道 2 4 号上高地公園線(全区間)[長野県] ・その他林道、作業道 [岐阜県、長野県] ※県道 4 7 5 号槍ヶ岳公園線→通行規制準 備 【上高地】→立入規制、観光客退避中止 ・県道 24 号上高地公園線→立入禁止(退避車両も通行不可) ・観光客→退避中止(県道 24 号上高地公園線に噴石飛散) 【新穂高ロープウェイ】 → 営業休止(降灰・噴石危惧) ・観光客→退避 ※県道 475 号槍ヶ岳公園線降灰、落石等による通行規制の可能性あり 【登山道】→登山禁止(8/8ルート) 岐阜:上千石-西穂山荘 ※西穂山荘観光客→退避

P41~42

5.3.1 噴火警戒レベル3 (全面規制)

(運用判断基準)

○噴火警戒レベル3の発表、引上げ時

噴火警戒レベル3(全面規制)

[想定される事象]

- 大きな噴石が1kmを超え2kmまで飛散
- ・大きな噴石が概ね1km程度まで多数飛散
- ・噴火の噴出物の物質調査によりマグマ噴火の可能性があると判断
- ・噴火していない(想定火口のどこから噴火するかわからない)状況で、火山性地震の急増や、明瞭な傾斜変動等が発生し、想定火口から概ね2kmの範囲に影響を及ぼす噴火の可能性

新

- ・噴火の発生により、県道 24 号上高地公園線、国道 158 号、安房峠道路等に噴石の飛散、火山灰の堆積等によ
- り、車両通行不可と判断

予報警報	レベル	影響範囲内の保全対象施設及び道路	防 災 行 動
火口周辺警報	3 入山規制	【施 設】 ・中ノ湯温泉旅館 ・大正池ホテル ・中ノ湯売店 ・長野県中ノ湯観測施設 ・東京電力大正池管理所 ・中尾地熱発電所	【施 設】 → 閉 鎖 ・中ノ湯温泉旅館 ・大正池ホテル ・中ノ湯売店 ・長野県中ノ湯観測施設 ・東京電力大正池管理所 ・中尾地熱発電所 ※坂巻温泉:国道 158 号の通行規制に伴う閉鎖を検討
	(全面規制)	【道 路】 ・安房峠道路 [中日本高速] ・国道 158 号 [ <mark>両県</mark> ] ・県道 24 号上高地公園線 [長野県] ・その他林道、作業道	【道 路】 → 通行規制(退避車両通行不可) ・安房峠道路(平湯ー中ノ湯) [中日本高速] ・国道 158 号(平湯ー沢渡) [両県] ・県道 24 号上高地公園線(全区間)[長野県] ・その他林道、作業道 [両県] ※県道 475 号槍ヶ岳公園線→通行規制準備 【上高地】 → 観光客は安全な場所で待機
			・県道 24 号上高地公園線→立入禁止(退避車両も通行不可) ・観光客→安全な場所で待機(県道 24 号上高地公園線に噴石 飛散) 【新穂高ロープウェイ】→営業休止(降灰・噴石危惧)
			・観光客→退避 ・観光客→退避 ※県道 475 号槍ヶ岳公園線降灰、落石等による通行規制 の可能性あり
			【登山道】→登山禁止( <u>7</u> / <u>7</u> ルート) 岐阜:上千石-西穂山荘 ※西穂山荘登山者→退避 長野:上高地-西穂山荘 ※県道24号上高地公園線立入規制に伴い登山禁止

					新			
予報警報	レベル	影響範囲内の保全対象施設及び道路	防 災 行 動	予報警報	レベル	影響範囲内の保全対象施設及び道路	防 災 行 動	
火口周辺警報	<ul><li>3 ケース②</li><li>入山規制</li></ul>	【上高地】観光客 <mark>退避中止</mark> レベル3-②では50cm 程度の ・大きな噴石が県道24号上高地公園 線に可っ。 「無高ロープウェイ】退避開始 ・穂高であり、不可とながる事のとながであり、不可とながであり、不可とながであり、不可とながでからでからでからでからでからでからで全でのでからでからでからでからでからでからでからでからでからでからでからでからでからで	<ul> <li>「観光客】 → 退避</li> <li>・両県バスターミナル等で火口周辺警報案内(注意喚起)</li> <li>・各種道路表示板等にて県道 24 号上高地公園線立入規制、新穂高ロープウェイ休止を周知。</li> <li>【住 民】 → 高齢者等避難発令(要配慮者対策)</li> <li>岐阜県</li> <li>・満田川流域(地区:新穂高、中尾、神坂、栃尾)</li> <li>・高原川流域(地区:平湯、福地、一重ヶ根、村上、柏当、今見、田頃家、蓼之俣、笹嶋)</li> <li>※最終的な避難判断は火山活動状況を踏まえ市長が判断する。(現地本部にて検討)</li> </ul>	火口周辺警報	3 入山規制 (全面規制)	【上高地】観光客は安全な場所で待機 レベル3 (全面規制)では大きな関係に飛道 24 号上高地公園線に飛動している状況であり、退避不可に関連 475号槍ケ岳公園。唯一の路線であり、降灰、落石等の、代替えルートはない。このため、県道が安全をを受ける。といったが、場道が安全をを退避のみであり、であり、呼びないのでは、1 には、1 には、1 には、1 には、1 には、1 には、1 には、1 に	<ul> <li>・各種道路表示板等にて県道 24 号上高地公園線立入規制、新穂高ロープウェイ休止を周知</li> <li>【住 民】 → 高齢者等避難発令 (要配慮者対策)</li> <li>岐阜県</li> <li>・蒲田川流域(地区:新穂高、中尾、神坂、栃尾)</li> </ul>	
	1)各構成機関の体制 5.3.1 噴火警戒レベル3 (ケース1) (1) を参照			P43	)各構成	機関の体制	Lt. Hell	
υ. υ.	工具八言	1/N × 1/ 0 (1) 11) (1) 12	<u> </u>		レベル		<u>体制</u>	

l (S) l	<u>体制</u>							
レベル	<u>岐阜県</u>	<u>長野県</u>	<u>高山市</u>	松本市	国・関係機関等			
レベル3	【警戒体制】	【警戒・対策本部】	【警戒体制】	【非常体制】	【警戒体制】			
	○火山災害警戒本	○警戒・対策本部	○火山災害対策本	○焼岳噴火対策本	■岐阜県			
入山規制	部設置:副知事	設置:副知事又	部設置:市長	部設置:副市長	上宝支所			
	○火山災害警戒本	は危機管理部長	<u>○支所(上宝):支</u>	· 情報収集、提	○岐阜県現地警戒			
	部飛騨支部設置:	○警戒・対策松本	所長→合同本部	供、広報	本部設置(合			

IΒ	新				
	一・				
<ul> <li>(2)情報の収集・伝達</li> <li>5.2噴火警戒レベル2(2)を参照</li> <li>(3)入山規制 [事務局(県・市)] 噴火警戒レベルの引き上げに関する情報の伝達とあわせて、本計画に基づく対応を開始するよう関係機関へ依頼する。</li> <li>[防災計画上の対応が必要な機関] 各機関は、次の対応を開始する。</li> </ul>	<ul> <li>(2)情報の収集・伝達</li> <li>5.2噴火警戒レベル2(2)を参照</li> <li>(3)入山規制         <ul> <li>事務局(県・市)]</li> <li>噴火警戒レベルの引き上げに関する情報の伝達とあわせて、本計画に基づく対応を開始するよう関係機関へ依頼する。</li> </ul> </li> <li>[防災計画上の対応が必要な機関]</li> <li>各機関は、次の対応を開始する。</li> </ul>				
<ul> <li>○施設閉鎖・規制措置</li> <li>【施設閉鎖】</li> <li>[松本市]</li> <li>焼岳小屋</li> <li>[各施設管理者]</li> <li>中ノ湯温泉旅館、大正池ホテル、中ノ湯売店、東京電力大正池管理所</li> <li>※坂巻温泉:国道158号の通行規制に伴う閉鎖を検討</li> <li>【登山道閉鎖】</li> <li>【高山市・松本市】</li> <li>新中尾峠-焼岳、新中尾峠-西穂山荘</li> <li>[高山市]</li> <li>中尾-新中尾峠、上千石-西穂山荘</li> </ul>	<ul> <li>○施設閉鎖・規制措置         <ul> <li>【施設閉鎖】</li> <li>[松本市]</li> <li>焼岳小屋</li> <li>[各施設管理者]</li> <li>中ノ湯温泉旅館、大正池ホテル、中ノ湯売店、長野県中ノ湯観測施設、中尾地熱発電所東京電力大正池管理所東京電力大正池管理所 ※坂巻温泉:国道 158 号の通行規制に伴う閉鎖を検討</li> <li>【登山道閉鎖】</li> <li>[高山市・松本市] 新中尾峠-焼岳、新中尾峠-西穂山荘 [高山市] 中尾-新中尾峠、上千石-西穂山荘</li> <li>[高山市] 中尾-新中尾峠、上千石-西穂山荘</li> <li>[本本本元] 中尾-新中尾峠、上千石-西穂山荘</li> <li>[本本本元] 中尾-新中尾峠、上千石-西穂山荘</li> <li>[本本本元] 中尾-新中尾峠、上千石-西穂山荘</li> <li>[本本本元] 中尾-新中尾峠、上千石-西穂山荘</li> <li>[本本本元] 中尾-新中尾峠、上千石-西穂山荘</li> <li>[本本本元] 中屋-新中尾峠、上千石-西穂山荘</li> <li>[本本本元] 中屋-新中尾峠、上千石-西穂山荘</li> <li>[本本本元] 本本本元</li> <li>[本本本本元] 本本本元</li></ul></li></ul>				

[松本市]

新中ノ湯ー焼岳、上高地-新中尾峠、上高地-西穂山荘

【道路規制(完全封鎖)】

[古川土木事務所・松本建設事務所]

国道158号 (平湯-沢渡)

[松本建設事務所]

県道24号(上高地公園線)

[中日本高速道路(株)安房峠道路料金所]

安房峠道路 (平湯-中ノ湯)

## ○退避行動の開始 (レベル3ケース2の場合)

「松本市、関係機関]

上高地観光客の県道24号(上高地公園線)を経由した退避を中止し、安全な場所へ退避する。

[高山市、関係機関]

西穂山荘の登山客退避(新穂高ロープウェイ又は富山県方面)

※新穂高ロープウェイを経由した退避が困難な場合は、徒歩による退避は、富山県方面のみとする。(退避不能と認められる登山者→要検討)

IΗ

#### ○高齢者等避難情報 (レベル3ケース2の場合)

「高山市」

奥飛騨温泉郷新穂高、中尾、神坂、栃尾、平湯、福地、一重ヶ根、村上、柏当、今見、田頃家、蓼之俣、笹嶋

#### ○規制周知・注意喚起

「高山市・松本市、関係機関〕

各施設(新穂高登山指導センター、上高地インフォメーションセンター、沢渡ナショナルパークゲート等)における登山者への規制周知・注意喚起の実施(火山解説情報等の掲示、周辺登山者への呼びかけ等)

主要観光拠点(平湯・上高地バスターミナル、道の駅等)への情報提供及び掲示物等による観光・宿泊客への規制周知・注意喚起の実施

[松本市]

西穂山荘のほか山小屋へ注意喚起

[飛騨県事務所・高山土木事務所・古川土木事務所・松本地域振興局・松本建設事務所]

国・県管理道路の情報表示板における規制周知・注意喚起

岐阜県→高山国道事務所・富山河川国道事務所・高山土木事務所・古川土木事務所 長野県→松本建設事務所

「公共交通機関〕

対象路線の運転士に対する無線による情報共有の実施。緊急案内による利用客への規制周知・注意喚起の実施

[松本市]

新中ノ湯ー焼岳、上高地-新中尾峠、上高地-西穂山荘

【道路規制(完全封鎖)】

[古川土木事務所・松本建設事務所]

国道 158 号 (平湯-沢渡)

[松本建設事務所]

県道24号上高地公園線(全区間)

[中日本高速道路(株)安房峠道路料金所]

安房峠道路 (平湯-中ノ湯)

## ○退避行動の開始 (レベル3 (全面規制) の場合)

「松本市、関係機関]

県道24号上高地公園線通行規制のため、上高地の観光客は安全な場所で待機

[高山市、関係機関]

西穂山荘の登山者退避(新穂高ロープウェイ又は富山県方面)

※退避が困難な場合は、安全な場所で待機

#### ○高齢者等避難発令 (レベル3 (全面規制) の場合)

[高山市]

奥飛騨温泉郷新穂高、中尾、神坂、栃尾、平湯、福地、一重ヶ根、村上、柏当、今見、田頃家、蓼之俣、笹嶋

新

#### ○規制周知・注意喚起

[高山市・松本市、関係機関]

各施設 (新穂高登山指導センター、上高地インフォメーションセンター、沢渡ナショナルパークゲート等) における登山者への規制周知・注意喚起の実施 (火山解説情報等の掲示、周辺登山者への呼びかけ等)

主要観光拠点(平湯・上高地バスターミナル、道の駅等)への情報提供及び掲示物等による観光・宿泊客への規制周知・注意喚起の実施

[松本市]

西穂山荘のほか山小屋へ注意喚起

「飛騨県事務所・高山土木事務所・古川土木事務所・松本地域振興局・松本建設事務所」

国・県管理道路の情報表示板における規制周知・注意喚起

岐阜県→高山国道事務所・富山河川国道事務所・高山土木事務所・古川土木事務所 長野県→松本建設事務所

「公共交通機関〕

対象路線の運転士に対する無線による情報共有の実施。緊急案内による利用客への規制周知・注意喚起の実施

IΒ					新			
P48	P48 P51							
予報警報	レベル	影響範囲内の保全対象施設及び道路	防災行動	予報警報	レベル	影響範囲内の保全対象施設及び道路	防災行動	
噴火警報	4 高齢者	【地 域】 (火砕流、融雪型火山泥流到達地区) 岐阜県 ・蒲田川流域 ・高原川流域	【地 域】 → 避難指示  岐阜県 ・蒲田川流域(地区:新穂高、中尾、神坂、栃尾) ・高原川流域(地区:平湯、福地、一重ヶ根、村上、柏当) ※今見、田頃家、蓼之俣、笹嶋には高齢者等避難を発令	噴火警報	4 高齢者	【地 域】 (火砕流、融雪型火山泥流到達地区) 岐阜県 ・蒲田川流域 ・高原川流域	【地 域】 → 避難指示  岐阜県 ・蒲田川流域(地区:新穂高、中尾、神坂、栃尾) ・高原川流域(地区:平湯、福地、一重ヶ根、村上、柏当) ※今見、田頃家、蓼之俣、笹嶋には高齢者等避難を発令	
	者等避難		長野県 ・梓川流域(地区:沢渡)		計者等避難	長野県	長野県 ・梓川流域(地区:沢渡)	
		長野県 ・梓川流域	【道 路】 →通行規制(避難車両通行可) ・国道 158 号(平湯地内)[岐阜県]			<ul><li>・梓川流域</li><li>【道 路】</li></ul>	【道 路】 →通行規制(避難車両通行可) ・国道 158 号(平湯地内)	
		【道 路】 ・国道 158 号 [ <u>岐阜県、長野県</u> ] ・国道 471 号 [岐阜県]	・国道 158 号[長野県] ・国道 471 号(今見地内)[岐阜県] ・県道 475 号槍ヶ岳公園線(栃尾地内)[岐阜県]			・国道 158 号 [ <u>両県</u> ] ・国道 471 号	「岐阜県」         ・国道 158 号         [長野県]	
		・県道 475 号槍ヶ岳公園線[岐阜県] ・県道 485 号平湯久手線[岐阜県]	・県道 485 号平湯久手線(平湯地内)[岐阜県] 【西穂山荘】 → 退避(富山県側)			[岐阜県] ・県道 475 号槍ヶ岳公園線 [岐阜県]	・国道 471 号(今見地内) [岐阜県] ・県道 475 号槍ヶ岳公園線(栃尾地内)	
			※岐阜県側への登山道、新穂高ロープウェイ完全閉鎖			・県道 485 号平湯久手線 [岐阜県]	[岐阜県] ・県道 485 号平湯久手線(平湯地内) [岐阜県]	
		・ 泉郷の一部の地域について避難指示 を発令。 ・ なお住民避難は自家用車を基本と するが、状況に応じシャトルバス等 の利用も検討する。(高山市)				【居住地域】避難指示発令 火砕流の到達時間の早い奥飛騨温・ 泉郷の一部の地域について避難指示 を発令 なお住民避難は自家用車を基本と	【西穂山荘】 → 退避(富山県側) ※岐阜県側への登山道、新穂高ロープウェイ完全閉鎖	
		・ 【西穂山荘】退避(富山方面) - 上高地-西穂山荘、上千石-西穂山荘、 - ロープウェイ完全閉鎖に伴い両県へ				【 するが、状況に応じシャトルバス等 【 の利用も検討する。(高山市)		
		の下山は困難。				: 【西穂山荘】退避(富山方面)   上高地-西穂山荘、上千石-西穂山荘、   ロープウェイ完全閉鎖に伴い両県へ:   の下山は困難		

#### P55

## (4) 警戒区域の設定

両市は、人の生命又は身体への危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害対策基本 法第63条に基づいて、警戒区域の設定を行う。

また、既に開設されている避難所等や住民、登山者等に対して警戒区域を設定することを周知す る。なお、警戒区域の範囲については気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設しる。なお、警戒区域の範囲については気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設 定する。

両県は火山災害において、人の生命または身体への危険を防止するために、特に必要があると認め るとき、両市に対して警戒区域の設定について助言を行う。

## P58

## (4) 警戒区域の設定

両市は、人の生命又は身体への危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災対法第63 条に基づいて、警戒区域の設定を行う。

また、既に開設されている避難所等や住民、登山者等に対して警戒区域を設定することを周知す 定する。

両県は火山災害において、人の生命または身体への危険を防止するために、特に必要があると認め るとき、両市に対して警戒区域の設定について助言を行う。

P60

## ウ 火山噴火予知連絡会等との連携

<u>気象庁及び国土地理院は、火山噴火予知連絡会等に定期的に資料等の提供及び報告を行い、適切な</u>判断のために必要な連携を行う。

IΗ

#### (2) 訓練の実施

各構成機関は、関係機関と連携し、焼岳の火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的として訓練を、個別または連動させて実施する。

訓練の実施にあたっては、必要に応じて介護福祉施設、在宅介護者、避難行動要支援者等の要配慮者に配慮した内容とする。

訓練により得られる教訓(必要な役割分担、書類、リスト、行動、連携を要する機関等)を精査し 本計画、各種マニュアル、要領等の作成、更新に反映する。

## ア 情報受伝達訓練

両市は、焼岳火山防災協議会等と連携し、登山者や地元住民等、各種施設及び町会等を対象とした 避難指示等の情報受伝達訓練を実施する。

## イ 避難誘導訓練

両市は、焼岳火山防災協議会等と連携し、登山者や地元住民等、各種施設及び町会等を対象とした 避難誘導訓練を実施する。

#### ウ図上訓練

両市は、各種施設及び地元町内会等の関係者等、焼岳で噴火が発生または発生するおそれがある場合に避難活動を支える者等を対象に、多様な火山活動を想定した図上訓練を実施する。

#### エ 避難所開設及び運営訓練

両市は、各構成機関と連携し、焼岳で噴火が発生または発生するおそれがある場合の避難所の開設 及び運営訓練を実施する。

#### 才 帰宅困難者対策訓練

両市は、焼岳で噴火が発生または発生するおそれがある場合の帰宅困難者に対応した、一時滞在施 設運営訓練及び搬送訓練を実施する。

#### カ 安否確認訓練

両市は、各種施設及び地元町内会等と連携し、地元住民等を対象とした安否確認訓練を実施する。

巻末資料1 焼岳火山防災基本図 噴火警戒レベル2・3の場合

焼岳資料 5-3 のとおり

巻末資料2 情報伝達系統図

焼岳資料 5-4 のとおり

P62~63

(項目を削除)

### (2)訓練の実施

各構成機関は、関係機関と連携し、焼岳の火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的として訓練を、個別または連動させて実施する。

新

訓練の実施にあたっては、必要に応じて介護福祉施設、在宅介護者、避難行動要支援者等の要配慮者に配慮した内容とする。

訓練により得られる教訓(必要な役割分担、書類、リスト、行動、連携を要する機関等)を精査し 本計画、各種マニュアル、要領等の作成、更新に反映する。

## ア 情報受伝達訓練

両市は、焼岳火山防災協議会等と連携し、登山者や地元住民等、各種施設及び町会等を対象とした 避難指示等の情報受伝達訓練を実施する。

## イ 避難誘導訓練

両市は、焼岳火山防災協議会等と連携し、登山者や地元住民等、各種施設及び町会等を対象とした 避難誘導訓練を実施する。

#### ウ図上訓練

両市は、各種施設及び地元町内会等の関係者等、焼岳で噴火が発生または発生するおそれがある場合に避難活動を支える者等を対象に、多様な火山活動を想定した図上訓練を実施する。

#### エ 避難所開設及び運営訓練

両市は、各構成機関と連携し、焼岳で噴火が発生または発生するおそれがある場合の避難所の開設 及び運営訓練を実施する。

## 才 帰宅困難者対策訓練

両市は、焼岳で噴火が発生または発生するおそれがある場合の帰宅困難者に対応した、一時滞在施設運営訓練及び搬送訓練を実施する。

## 力 安否確認訓練

両市は各種施設及び地元町内会<u>警察</u>等と連携し、地元住民等を対象とした安否確認訓練を実施する

巻末資料1 焼岳火山防災基本図噴火警戒レベル2・3の場合

焼岳資料 5-3 のとおり

巻末資料2 情報伝達系統図

焼岳資料 5-4 のとおり

巻末資料3 用語集

火山噴火予知連絡会

火山噴火予知計画(昭和48年文部省測地学審議会(現文部科学省科学技術・学術審議会測地学分科 会)建議)により、関係機関の研究および業務に関する成果及び情報の交換、火山現象についての総 合的判断を行うこと等を目的として、昭和49年に設置された気象庁長官の諮問機関。この連絡会 は、学識経験者及び関係機関の専門家から構成されており、気象庁が事務局を担当している。

IΗ

火山礫(れき)

噴火によって噴出される噴石や火山灰などの固形物の物質は大きさによって分類されており、そのう「噴火によって噴出される噴石や火山灰などの固形物の物質は大きさによって分類されており、そのう のを「火山岩塊」、2ミリメートルより小さいものを「火山灰」と呼ぶ。

活火山

活動的で現在噴火しているか、近い将来噴火する可能性のある火山。「概ね過去 1 万年以内に噴火し た火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山とすることを平成15(2003)年に火山噴火予知 連絡会が定義した。平成29年11月8日現在、日本には111の活火山がある。

火山の状況に関する解説情報

気象庁が発表する火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期 的または臨時に解説する情報、テキスト形式。火山活動に変化があった場合、「臨時」であることを 明記した情報が発表される。

巻末資料4 規制表示

規制表示レベル1(日本語)

「気象庁 焼岳の活動状況」はこちらで確認できます。

「気象庁 焼岳活動状況」で検索 又は、

URL https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity\_info/310.html

「気象庁 噴火速報」はこちらから確認できます。

「気象庁 噴火速報」で検索 又は、

URL https://www.jma.go.jp/jp/funkasokuho/index.html





巻末資料3 用語集 (項目を削除)

火山礫(れき)

ちの一つ。直径が 2~64 ミリメートルのものを指す。なお、直径が 64 ミリメートルよりも大きいも ちの一つ。直径が 2~64 ミリメートルのものを指す。なお、直径が 64 ミリメートルよりも大きいも のを「火山岩塊」、2ミリメートルより小さいものを「火山灰」と呼ぶ。

新

活火山

活動的で現在噴火しているか、近い将来噴火する可能性のある火山。「概ね過去 1 万年以内に噴火し た火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山とすることを平成15(2003)年に火山噴火予知 連絡会(令和6年11月活動終了)が定義した。平成29年11月8日現在、日本には111の活火山があ る。

火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必 要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し 火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火 山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」 を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し 必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝え る必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する

巻末資料4 規制表示

規制表示レベル1(日本語)

「気象庁 焼岳の活動状況」はこちらで確認できます。

「気象庁 焼岳活動状況」で検索 又は、

URL https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity\_info/310.html



「気象庁 噴火速報」はこちらから確認できます。

「気象庁 噴火速報」で検索 又は、

URL https://www.jma.go.jp/bosai/volcano

※URLおよびQRコードの修正



IΗ 新 規制表示レベル1解説情報(臨時)(日本語) 規制表示レベル1解説情報(臨時)(日本語)

「気象庁 焼岳の活動状況」はこちらで確認できます。

「気象庁 焼岳活動状況」で検索 又は、

URL https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity\_info/310.html



気象庁 噴火速報」はこちらから確認できます。

「気象庁 噴火速報」で検索 又は、

URL https://www.jma.go.jp/jp/funkasokuho/index.html



「気象庁 噴火速報」で検索 又は、

URL https://www.jma.go.jp/bosai/volcano

規制表示レベル1(英語)

Check the status of Mt. Yakedake at: https://www.ima.go.ip/en/volcano/map 3.html



The Eruption Notice by JMA at:

https://www.ima.go.jp/en/funkasokuho/index.html



規制表示レベル1解説情報(臨時)(英語)

Check the status of Mt. Yakedake at: https://www.jma.go.jp/en/volcano/map 3.html



The Eruption Notice by JMA at:

https://www.jma.go.jp/en/funkasokuho/index.html



「気象庁 焼岳活動状況」で検索 又は、 URL <a href="https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity">https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity</a> info/310.html

「気象庁 焼岳の活動状況」はこちらで確認できます。



※URLおよびQRコードの修正

規制表示レベル1(英語)

(削除)

The Volcanic Warnings / Eruption Notice by JMA at: https://www.ima.go.ip/bosai/map.html#contents=volcano&lana=en



※URLおよびQRコードの削除・修正

規制表示レベル1解説情報(臨時)(英語) (削除)

The Volcanic Warnings / Eruption Notice by JMA at: https://www.ima.go.jp/bosai/map.html#contents=volcano&lana=en



※URLおよびQRコードの削除・修正